

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年12月6日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101045号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100132号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のAにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和31年4月1日から昭和32年7月1日まで  
② 昭和32年7月1日から昭和35年7月2日まで  
③ 昭和39年4月1日から昭和40年5月1日まで

Aで勤務した請求期間①の厚生年金保険の加入記録がない。また、B社で勤務した期間のうちの請求期間②及びC社で勤務した期間のうちの請求期間③の厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、Aに自動車解体業として勤務したと主張しているところ、株式会社Aに係る商業登記簿謄本によると、同社は請求期間①より後の昭和33年12月17日に会社成立し、既に解散していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所になったのは平成2年6月1日であり、同社が請求期間①当時に適用事業所であった記録は確認できない上、同社は平成27年2月1日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、株式会社Aの事業主は既に亡くなっており、当該事業主の妻は請求者に関する資料は保有していないと回答している。

加えて、請求者は、請求期間①当時、Aで働いていたのは社長と同僚一人と自身の3人であった旨陳述しているところ、上記商業登記簿謄本によると、当該社長は既に亡くなっており、同僚については姓のみの記憶であるため、オンライン記録上当該同僚を特定できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、B社（平成5年9月7日以降は、D社）は平成15年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②当時の事業主は既に亡くなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は、D社に組織変更した後、既に解散していることが確認できる。

また、オンライン記録において、請求期間②にB社で厚生年金保険の加入記録があり住所が判明した6人に照会したところ、回答があった4人は、いずれも請求者の勤務期間を記憶していない。

さらに、上記回答のあった4人のうち、昭和43年5月1日にB社の事業主になった同僚は、同社は既に解散し、台帳を廃棄しており、請求者の勤務期間等については分からない旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③について、請求者は、C社にタクシー乗務員として勤務したと主張しているところ、請求者から提出されたC社との間で取り交わされた「労働契約書」によると、雇用期間は昭和39年7月25日から同年10月24日までの3か月間と記載されており、請求者は請求期間③の一部に同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社は、当時の資料が残っておらず、当時のことを知る者は亡くなっているため、請求者の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について、不明と回答している。

また、請求期間③のうち、昭和39年4月1日から同年7月25日までの期間について、C社は、タクシー乗務員という業務の特性上、請求者が上記雇用期間以前に勤務することは考え難いと回答している。

さらに、オンライン記録において、請求期間③にC社で厚生年金保険の加入記録があり住所が判明した10人に照会したところ、回答があった4人は、いずれも請求者を記憶していない。

加えて、請求者の請求期間③に係るC社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。